

最終報告の方向性（案）

[I . 主な修正箇所]

1. 基本的方向性

- ・ 専修学校の価値・役割を踏まえて加筆
- ・ 底上げ支援とフロントランナー支援の観点を具体化

2. 具体的施策

- ・ 重点ターゲットを踏まえて項目を整理
- ・ 地域の人づくりに関する記述を加筆
- ・ 職業実践専門課程の今後の在り方に関する記述を加筆

[II . 改訂案（はじめに・具体的方向性・具体的施策（概要））]

《審議経過報告（見え消し修正）》

はじめに

- 専修学校は、昭和 50 年（1975 年）7 月の学校教育法の改正により制度化され、以来 40 年にわたり、柔軟な制度特性を生かしながら、産業構造の変化や各地域のニーズ等に柔軟に対応してきた。
- 専門学校への進学者は、リーマンショック後の平成 22 年（2010 年）から増加に転じたが、この背景としては、専修学校は就職率が高い点にあることが考えられる。このことは、専修学校の特色であり、その強みは今後とも生かしていくことが必要である。
- また、中央教育審議会において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた議論が進められ、平成 28 年（2016 年）5 月に答申が行われた。この制度化により、学校教育体系における職業教育の位置づけがより明確となり、職業教育に対する社会からの評価が高まることが期待される。
- 専修学校は、このような中であって、これまでの実績を踏まえつつ、また、産業・労働環境が大きく変化し続ける中、職業教育におけるその役割を一層果たしていくことが、これまでに増して重要である。

- 本検討会は、このような時代の流れを踏まえた、これからの専修学校教育の振興策のあり方について、平成 28 年 5 月以降、[有識者ヒアリングや地方開催も含め](#)、計●4回にわたり検討を進めてきた。
- 本[最終審議経過](#)報告は、これまでの検討[結果状況](#)をとりまとめたものであり、各施策を体系的に進めていく観点から、これからの専修学校教育の振興策の基本的方向性及び具体的施策について整理したものである。これを参考に、専修学校をはじめ幅広い関係者・団体等による議論を深めるとともに、国や所轄庁たる都道府県における専修学校教育の振興に向けた支援等を要請したい。

1. 基本的方向性

(1) 専修学校について

【専修学校制度の概要】

- 学校教育法において、同法第 1 条に定める学校（以下、単に「一条校」という。）のほかに、専修学校及び各種学校が定められている。
- このうち、各種学校は、多様な分野において、学校教育に類する教育を行う教育施設であるが、積極的な目的や入学資格等についての法令上の明確な定めがなく、様々な規模のものが混在している（学校教育法第 134 条）。各種学校は、地域に根ざした特色ある教育を展開¹しているものであり、生涯学習社会の実現において、その重要な一翼を担っている。
- 専修学校は、従来の各種学校のうち、一定の水準、規模のものを対象とすることにより、その教育の振興を図るため制度化されたものであり、その目的は「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことと定められている（学校教育法第 124 条）。また、入学資格の別により、専門課程（専門学校）、高等課程（高等専修学校）、一般課程²の三つの課程に区分されている。さらに、入学資格の定めや、「専門士」「高度専門士」の称号の付与を行うとともに、一条校への編入学資格や単位互換を可能とするなど、他の学校種・学校段階との接続がなされ、全国各地域において、学校教育法の体系に位置づけられた職業教育機関としての重要な役割を果たしている。

¹ 各種学校は、自動車操縦、外国人学校、予備校、看護・准看護、経理・簿記、和洋裁、料理、音楽、外国語などが多い。

² 三つの課程の中で、一般課程のみ入学資格の定めがない。一般課程については、受験・補習（文化・教養関係）分野が全体の約 85%を占めている。

【専門学校の特徴】

- 専門学校は、高等学校卒業生に対して高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程として位置づけられる。平成27年5月現在、学校数は約2,800校、生徒数は約59万人を数え、高等学校卒業生の約2割が進学している。専門学校は、比較的短期間の学修により、実社会にてすぐに役立つ技能・資格等を身につけさせるとともに、国内外で活躍する職業人を多数輩出しており、卒業後の地元就職率も高く、特に地方創生を本格的に進めていく段階にあって、地域の中核的な人材養成機関としての役割・位置づけは、一層その重要性を増している。
- 高校生は、専門学校への進学決定において、「専門分野を深く学べる場」としての意義を重視する傾向にある。また、専門学校卒業時に満足しているポイントとして、「目指す資格が取得できる」ということの他に、「先生と生徒の距離が近い」と感じている学生が多い。あわせて、専門学校生は、他の学校種の学生と比べて、「専門分野の知識・技術を理解・習得する力」とともに、「専門分野の知識・技術を実際に活かせる力」が学校で身についたと感じている割合が高い³。~~これらが専門学校の特徴と考えられる。~~
- あわせて、専門学校は、社会人の学び直しの場合としての役割も大きい。専門学校の在学生の約2割は、高校卒業以外の者（大学・短期大学や他の専門学校卒等）であるとともに、私立専門学校における社会人の在生数は約6万4千人を数える⁴。また、都道府県等からの委託を受けて1年ないし1年未満の短期間の公的職業訓練を実施する専門学校も多く、離職者や求職者の教育訓練ニーズにも応えている。

【高等専修学校の特徴】

- 高等専修学校は、中学校卒業生に対して、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程として位置づけられるものであり、平成28年5月現在、学校数は約4320校、生徒数は約4万人である。学校数は平成21年には500校を割り込み、漸減傾向にあるが、~~生徒数は平成21年に約3.8万人を数えたのち、以降は微増又はほぼ横ばい状況である~~⁵。高等専修学校は、不登校経験者や高校中退者、高校既卒者等の受入れが進んでおり⁶、発達障害のある生徒や経済的に困窮している世帯の生徒⁷も含め、生徒の興味・関心や将来の進路希望等に応

³ リクルート進学センサス2013・リクルート進学総研「卒業時満足度調査2015」

⁴ 平成26年度私立高等学校等実態調査

⁵ ~~但し、平成28年5月現在、学校数は約410校、生徒数は約3万8千人となっている（平成28年度学校基本統計（速報値））（※熊本県のデータは含まれていない）。~~

⁶ 高等専修学校に在籍する生徒のうち、中学校時代に不登校を経験していた生徒（不登校経験者）、高等学校中退者（高校中退者）、及び高等学校卒業後に就職し、または上級校に進学しなかった者（高校既卒者）は、全体の26%を占める（全国高等専修学校協会制度改善研究委員会「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」（調査対象：全国高等学校専修協会会員校204校。以下、同じ。）

⁷ 平成27年度1・2年生の高等学校就学支援金の支給状況（生徒の割合）について、生活保護世帯（2.5倍加算）は25%、生活保護世帯に準じる世帯（2倍加算）は12.4%、年収350～590万円未満（1.5倍加算）は25.4%となっている。（同上「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）

また、発達障害のある生徒（「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒）や、その可能性のある者（医師の診断書はないが、発達障害ではないかと思われ、学校において教育上の配慮等の支援を行っている生徒）も含めると、12.5%を占める（同上「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）。

じて、職業教育を基軸にしなが、選択幅の広い柔軟なカリキュラム編成・教育機会の提供を実現している。

- 高等専修学校が行っている主な教育内容としては、国家資格取得を目指すもの（准看護・調理・理美容等）、国家資格取得を目指すものではないが、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能等を育成することを目指すもの（ファッション・ビジネス等）のほか、夢を追いかける生徒向けのもの（タレント養成・音楽等）といった特色がみられる。高等専修学校は、職業にも直結した教育を行うとともに、そのような実学等を通じて、生徒がより意欲をもって学べる場となっている。高等学校等には馴染めないような、様々な事情等を抱えた生徒についても、高等専修学校における学びを通じ、その社会的・職業的自立にもつなげており、その意味において高等専修学校は、後期中等教育段階における生徒の学びを充実したものとしている。

（２）専修学校教育振興策の骨太基本方針

【専修学校の制度的特色】

- 戦前の学制以来、我が国の学校観には、どの学校に入学することができたかに着目する「入試至上主義」ともいべき状況が見られ、入学して何を学んだかよりも、どこに入学することができたかが重視される傾向があったとの指摘がある。さらに、人生前半期の限られた期間の中でどこの学校に入学できたかが重視されることで、いわば人生で一度きりの短い在学期間の中で、将来の様々な可能性を見据えて特定の分野に限られずどこでも通用する普遍的な知識を修得することがより重視される傾向にあったのではなかろうか。
- しかしながら、社会・経済の発展の中で、職業はより専門分化し、職業人として専門的な知識・技能が求められるようになった。更に、「第四次産業革命」ともいわれ人工知能の発達やインターネットの爆発的普及・活用等が進む中で、知識の陳腐化はますます進み、企業もその雇用も流動化の様相が強まっている。このような中、教育機関で学ぶ意義は、入口ではなく、卒業・修了の時点までに何を身につけることができたかということがより重視される時代にあるといえ、現に、先に見たように、現在でも専門学校には大学新卒者を含む多くの社会人が入学し、最新の専門的・職業的知識を学ぶようになってきている。このような傾向は今後ますます進み、人生の前半期はもとより、後半期も通じて何度も、仕事と並行しあるいは交代しながら学校で学び、その成果を社会で活用していくことが当たり前の時代となるであろう。
- 専修学校は、制度創設以来40年間にわたり、時代のニーズに即応した専門的で実践的な学習機会を求める人々に多様な受け皿を提供してきた。これにより、職業能力の育成等に特化した実学の学校として、産業界等のニーズに即応し職業に直結する教育を行い、日本の産業を担い、各地域で活躍する多様なプロフェッショナル人材を養成してきた。こうしたこと

を可能としたのは、専修学校が、社会情勢やニーズに応じて教育内容等を素早く柔軟に変えていくことができるように設計された自由度の高さにあると考えられる。

- 同時に、専修学校は、技術・技能を伝習する養成施設であるばかりではなく、学校教育法上に根拠を持つ教育機関であるという特徴を有している。卒業後に社会で活躍していく上で、十分な専門的知識に加えて、主体性・協調性、コミュニケーション能力や社会性などの人間性を育み、個人として自立し社会に生きる人間を育てることが重要となる。その点において専修学校は、まさに「人格の完成」を目指した全人格的な教育を行うことを目的とする教育基本法の体系下に位置づけられた正規の教育機関としての役割を果たしてきたものである。
- 社会の変化が激しくなり、また機械では困難な「人」ならではの付加価値が求められるようになる中であって、今後さらに、このような臨機応変に最新の専門的・職業的な教育を提供していくことができる**特色**を持つと同時に、学校教育法に基づく制度的に安定した教育機関として、専門的な教育を社会の一員としての教育や人間性の涵養のための教育と併せて行う専修学校の重要性は、ますます増していくであろう。時代に先駆ける存在として、今後ともこのような専修学校制度の特質を維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上を支援することが求められる。

【振興の三つの柱と横断的視点】

- 専修学校教育の振興策については、大きく、「人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）」、「質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）」、「学習環境（学びのセーフティネットの保障）」の三つを柱として捉えることができる。
- 特に、前述の通り専修学校が柔軟な制度設計であるという良さを発揮しつつ、同時に、生徒や社会に対して適切に説明責任を果たしていくことを担保するからの評価をこれまで以上に得ていく上で、質の保証・向上を図ることが重要である。これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要である。
- その際、先進的な取組を進める専修学校を支援することとともに、専修学校全体としては学校数も多く規模も様々であることから、全体の底上げと可視化をの推進するとともに、先進的な取組を進める専修学校を支援することが必要である。このため、このため、専修学校教育の振興策の展開に当たっては、個別の支援方策について、底上げ支援とフロントランナー支援の、両面の観点から進めていくことが適当である。専修学校教育の振興策については、「人材養成」「質保証・向上」及び「学習環境」の三つの柱を基軸としつつ、横断的な視点として、専修学校教育全体のレベルアップ・地位向上を応援する「特色化・魅力化支援」、及び、より優れた専修学校の取組を応援する「高度化・改革支援」の各段階を意識して支援を進めることにより、社会から期待される役割を適切に果たしながら改善・向上（教育活動の充実）に取り組む学校を応援する方向性を基本とすることが適当である。

○ あわせて、各施策について、将来的には専門課程・高等課程等の課程別の整理も必要と考えられる。

【専修学校教育の価値の再確認】

○ 新たな高等教育機関の制度化に向けた議論などが進む中で、40年を超える伝統と蓄積を持つに至った専修学校教育について、不易な部分と変わりゆく社会の双方を踏まえて、今後の振興策を検討していく必要がある。技術・技能を伝習するだけでなく、教育基本法及び学校教育法の規律の下に教育を行う機関としての専修学校の価値を改めて問い直し、確認した上で、大きな視点のもとで個別の施策を位置づけ、展開していくことが求められるものと考えられ、引き続き検討を深めていくことが必要である。

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

○ 「特色化・魅力化支援」については、このことを通じて、専修学校が社会からの期待に応え、その教育が適切に評価されている状態を目指すものであり、そのため、以下の方向性のもとで、具体的施策を展開するものとする。

〔施策の方向性〕

- ① 専修学校が社会から期待されている人材養成機能を効果的に果たすことができる環境づくりを推進する。
- ② それぞれの専修学校が法令で定められる役割を適切に果たすとともに、取組の発信を進める。
- ③ 専修学校全体についての理解・認知度向上を進める。
- ④ 専修学校生が安全・安心・快適な学校生活を送るための環境整備を推進する。

○ 「特色化・魅力化支援」は、社会的責任を適切に果たしながら取組を行う「がんばる学校」による着実な取組を支援するものであり、そのような専修学校の特色としては、以下の三つを特徴づけることができる。

- A. 説明責任 (Accountability)
- B. ボトムアップ (Bottom-up)
- C. 法令遵守 (Compliance)

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

○ 「高度化・改革支援」については、このことを通じて、専修学校の優れた取組を通じて、専修学校に対する評価が更に高まっている状態を目指すものであり、そのため、以下の方向性のもとで、具体的施策を展開するものとする。

〔施策の方向性〕

- ① 専修学校が社会から期待されている人材養成機能の向上に係る積極果敢な取組を推進する。
- ② それぞれの専修学校による教育活動の高度化や継続的な取組内容の充実・改善を推進する。
- ③ それぞれの専修学校による教育活動についての客観的な評価と適切な対外発信を推進する。

○ 「高度化・改革支援」は、専修学校が社会から期待される役割を果たしていること（「がんばる学校」であること）を前提に、「がんばる学校」のうち、教育の高度化・改革に積極的に取り組む「とんがる学校」の先進的な取組等を支援するものであり、そのような専修学校の特色としては、以下の三つを特徴づけることができる。

- A. 発展（Advance）
- B. 刷新（Brush-up）
- C. 協働（Collaboration）

【重点ターゲット】

○ 「特色化・魅力化支援」及び「高度化・改革支援」として位置づけられる具体的施策については、上記の施策の方向性のもとで効果的に進めていくため、重点ターゲットを明確にし、それらと関連づけながら展開するものとする。

重点ターゲットとしては、当面のものとして、以下のとおりとする。ただし、今後、専修学校に期待される役割の変化等も踏まえ、必要に応じて、追加・修正等を行っていくことも適当と考えられる。また、具体的施策については、これらの重点ターゲットのもとで、今後、見直し・充実を図っていくべきである。

〔重点ターゲット〕

- ① 地域の人づくり（地域人材の養成機能向上）
- ② 実践的な産学連携教育（より優れた産学連携取組の実践と提示）
- ③ 社会人受入れ（社会人等学び直しの受け皿機能の向上）
- ④ グローバル化（専修学校教育の国際通用性の実現への寄与）
- ⑤ 積極的な質向上（これからの時代に即応した専修学校教育の展開）
- ⑥ 魅力発信（専修学校の価値等の的確な発信）
- ⑦ 教育体制充実（コンプライアンス履行と教職員の資質能力向上）
- ⑧ 修学支援（学習機会の保障）
- ⑨ 基盤整備（学習環境の整備）

2. 具体的施策

(1) 専修学校教育の人材養成機能の向上について

(人材養成)

<特色化・魅力化支援(プロジェクトA)>

【地域の人づくり産学連携】

① 機動的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり

専修学校において、産業界・社会が求める有為な人材を養成する機能を向上・強化していくため、産官学による組織的・機動的かつ持続可能な連携体制づくりに向けた支援が必要。

② 他の教育機関や社会との接続の円滑化

地元企業等との連携による実践的な職業教育の継続的な展開・発信が重要。

<高度化・改革支援(プロジェクトS)>

【実践的な産学連携教育】

③ 産学連携による教育手法の確立

専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を進めることが必要。

【社会人受入れの学び直し】

④ 社会人の学び直し促進の具体的展開

専門学校による短期プログラムの実践は、社会人の学び直しの受け皿としての役割が大きい。企業における能力開発ニーズとのマッチングを図りながら、学び直し機会の創出に向けた支援が必要。あわせて、学び直し講座に関するポータルサイト等により、講座情報に簡単にアクセスできるようにしていくことが必要。であるとともに、専門学校による社会人等向けプログラムを文部科学大臣が認定することはその大きな後押しとなる。

⑤ 社会人の学び直しのための企業等による支援

雇用環境、企業に対する奨励金等、社会人の学び直し促進に向けた企業支援の広がりも求められる。

また、専門実践教育訓練給付金が専門学校において一層活用されるよう更なる検討が必要。

【留学生・グローバル化】

⑥ 総合的な留学生施策

グローバル化に対応した人材養成育成のため、現地の日本語教育機関等と連携しながら、専門学校における留学生受入れに関する質的・量的充実に向けた方策を打ち出すことが必要。なお、卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し、実践することの教育的意義について、今後検討を深めていくことが有益。

⑦ 職業教育の国際通用性の確保

海外の職業教育機関や専修学校で学んだことが、共通の枠組みの中で位置付けられ、国際的に担保されることは重要であり、今後の検討課題。

(2) 専修学校教育の質保証・向上について

(質保証・向上)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【教育体制の充実】

① 教職員の資質能力向上の推進

専修学校の質的底上げを図ることは重要な課題であり、その際に、専修学校の教職員の資質能力向上支援（指導力や事務機能向上等に向けた研修体制の構築支援）は重要。

【魅力発信専修学校についての理解・認知度向上】

② 専修学校についての積極的な情報発信

高等学校や地域の企業・行政機関等との連携を進めながら、専修学校の意義・役割を積極的に発信していくべき。また、国・都道府県等においても、必要な情報を集約して発信していくことが必要。あわせて、専修学校の理解度・認知度の向上のためには、質を伴った教育実践が不可欠。

③ 専修学校からの発信のあり方

ターゲットを意識した効果的かつ適切な発信が必要専修学校自身が好事例を整理して公表することも大切。

④ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

AO入試による早期の進路決定も含めた進路指導等のあり方につき、高等学校等と専修学校の話し合いの場が持たれ、ガイドライン作成等がなされることが望ましい。

⑤ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

各都道府県等で実施する教員向けの研修等を通じ、専修学校への理解を深めることも必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【積極的な質向上職業実践専門課程】

⑤ 職業実践専門課程の今後のあり方

効果検証を行いながら取組内容の充実等を進めていくため、卒業生調査も含めて、実態調査を継続的に実施することが重要。それを踏まえ、一層の充実を目指した今後の位置づけについて、引き続き検討。

⑦⑥ 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

学校評価・情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要であり、職業実践専門課程については、教育の高度化を目指す専門学校の取組の枠組として位置づけるべき。

そのため、情報公開の内容・方法等をより効果的なものとするとともに、その一環として、認定後の情報公開の根拠規定を告示に位置づけるべき。あわせて、今後、取組内容の実質化を図っていくことが必要であり、教育課程編成委員会の位置づけの明確化や、実効的な第三者評価の導入等について検討が必要。第三者評価の活用のある方については、職業実践専門課程認定との関連性も含めて、引き続き検証・検討。

(3) 学びのセーフティネットの保障について

(学習環境)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【修学支援経済的支援】

① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討

経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援について、実証研究事業の着実な実施・検証を進め、具体的な方策につなげていくべき。

【多様な学び・教育の実現】

③② 個に応じた多様な学びの機会の保障

専修学校は、一条校と相まって個に応じた多様な学習機会を提供している中で、学ぶ学生・生徒の目線に立って、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けて課題があるものについては、今後とも課題の解決に向けて対応していくことが必要。

④③ インクルーシブ教育システムの実現

柔軟に教育課程を編成できる専修学校の強みも生かしながら、高等専修学校等における特別に配慮が必要な学生・生徒の多様な学びの促進と必要な支援を進めていくべき。

【教育基盤整備】

⑤④ 専修学校の教育基盤整備支援

平成28年熊本地震により被災した専修学校等施設設備の復旧も含め、教育基盤整備等について、必要な支援の実現を進めていくことが必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【地域の人づくり】

⑤ 高等課程の機能強化

特別な配慮を必要とする生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法の開発・実証を進めるなど、多様な学びの場としての高等課程の教育機能強化の在り方について、検討を進めることが必要。

≪改定案（反映版）≫

はじめに

- 専修学校は、昭和 50 年（1975 年）7 月の学校教育法の改正により制度化され、以来 40 年にわたり、柔軟な制度特性を生かしながら、産業構造の変化や各地域のニーズ等に柔軟に対応してきた。
- 専門学校への進学者は、リーマンショック後の平成 22 年（2010 年）から増加に転じたが、この背景としては、専修学校は就職率が高い点にあることが考えられる。このことは、専修学校の特色であり、その強みは今後とも生かしていくことが必要である。
- また、中央教育審議会において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた議論が進められ、平成 28 年（2016 年）5 月に答申が行われた。この制度化により、学校教育体系における職業教育の位置づけがより明確となり、職業教育に対する社会からの評価が高まることが期待される。
- 専修学校は、このような中であって、これまでの実績を踏まえつつ、また、産業・労働環境が大きく変化し続ける中、職業教育におけるその役割を一層果たしていくことが、これまでに増して重要である。
- 本検討会は、このような時代の流れを踏まえた、これからの専修学校教育の振興策のあり方について、平成 28 年 5 月以降、有識者ヒアリングや地方開催も含め、計●回にわたり検討を進めてきた。
- 本最終報告は、これまでの検討結果をとりまとめたものであり、各施策を体系的に進めていく観点から、これからの専修学校教育の振興策の基本的方向性及び具体的施策について整理したものである。これを参考に、専修学校をはじめ幅広い関係者・団体等による議論を深めるとともに、国や所轄庁たる都道府県における専修学校教育の振興に向けた支援等を要請したい。

1. 基本的方向性

(1) 専修学校について

【専修学校制度の概要】

- 学校教育法において、同法第1条に定める学校（以下、単に「一条校」という。）のほかに、専修学校及び各種学校が定められている。
- このうち、各種学校は、多様な分野において、学校教育に類する教育を行う教育施設であるが、積極的な目的や入学資格等についての法令上の明確な定めがなく、様々な規模のものが混在している（学校教育法第134条）。各種学校は、地域に根ざした特色ある教育を展開⁸しているものであり、生涯学習社会の実現において、その重要な一翼を担っている。
- 専修学校は、従来の各種学校のうち、一定の水準、規模のものを対象とすることにより、その教育の振興を図るため制度化されたものであり、その目的は「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」と定められている（学校教育法第124条）。また、入学資格の別により、専門課程（専門学校）、高等課程（高等専修学校）、一般課程⁹の三つの課程に区分されている。さらに、入学資格の定めや、「専門士」「高度専門士」の称号の付与を行うとともに、一条校への編入学資格や単位互換を可能とするなど、他の学校種・学校段階との接続がなされ、全国各地域において、学校教育法の体系に位置づけられた職業教育機関としての重要な役割を果たしている。

【専門学校の特徴】

- 専門学校は、高等学校卒業生に対して高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程として位置づけられる。平成28年5月現在、学校数は約2,800校、生徒数は約59万人を数え、高等学校卒業生の約2割が進学している。専門学校は、比較的短期間の学修により、実社会にてすぐに役立つ技能・資格等を身につけさせるとともに、国内外で活躍する職業人を多数輩出してきており、卒業後の地元就職率も高く、特に地方創生を本格的に進めていく段階にあつて、地域の中核的な人材養成機関としての役割・位置づけは、一層その重要性を増している。
- 高校生は、専門学校への進学決定において、「専門分野を深く学べる場」としての意義を重視する傾向にある。また、専門学校卒業時に満足しているポイントとし

⁸ 各種学校は、自動車操縦、外国人学校、予備校、看護・准看護、経理・簿記、和洋裁、料理、音楽、外国語などが多い。

⁹ 三つの課程の中で、一般課程のみ入学資格の定めがない。一般課程については、受験・補習（文化・教養関係）分野が全体の約85%を占めている。

て、「目指す資格が取得できる」ということの他に、「先生と生徒の距離が近い」と感じている学生が多い。あわせて、専門学校生は、他の学校種の学生と比べて、「専門分野の知識・技術を理解・習得する力」とともに、「専門分野の知識・技術を実際に活かせる力」が学校で身についたと感じている割合が高い¹⁰。

- あわせて、専門学校は、社会人の学び直しの場としての役割も大きい。専門学校の在学生の約2割は、高校卒業以外の者（大学・短期大学や他の専門学校卒等）であるとともに、私立専門学校における社会人の在生人数は約6万4千人を数える¹¹。また、都道府県等からの委託を受けて1年ないし1年未満の短期間の公的職業訓練を実施する専門学校も多く、離職者や求職者の教育訓練ニーズにも応えている。

【高等専修学校の特徴】

- 高等専修学校は、中学校卒業者に対して、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程として位置づけられるものであり、平成28年5月現在、学校数は約420校、生徒数は約4万人である。学校数は平成21年には500校を割り込み、漸減傾向にある。高等専修学校は、不登校経験者や高校中退者、高校既卒者等の受入れが進んでおり¹²、発達障害のある生徒や経済的に困窮している世帯の生徒¹³も含め、生徒の興味・関心や将来の進路希望等に応じて、職業教育を基軸にししながら、選択幅の広い柔軟なカリキュラム編成・教育機会の提供を実現している。
- 高等専修学校が行っている主な教育内容としては、国家資格取得を目指すもの（准看護・調理・理美容等）、国家資格取得を目指すものではないが、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能等を育成することを目指すもの（ファッション・ビジネス等）のほか、夢を追いかける生徒向けのもの（タレント養成・音楽等）といった特色がみられる。高等専修学校は、職業にも直結した教育を行うとともに、そのような実学等を通じて、生徒がより意欲をもって学べる場となっている。高等学校等には馴染めないような、様々な事情等を抱えた生徒についても、高等専修学校における学びを通じ、その社会的・職業的自立にもつなげており、そ

¹⁰ リクルート進学センサス2013・リクルート進学総研「卒業時満足度調査2015」

¹¹ 平成26年度私立高等学校等実態調査

⁶ 高等専修学校に在籍する生徒のうち、中学校時代に不登校を経験していた生徒（不登校経験者）、高等学校中退者（高校中退者）、及び高等学校卒業後に就職し、または上級校に進学しなかった者（高校既卒者）は、全体の26%を占める（全国高等専修学校協会制度改善研究委員会「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」（調査対象：全国高等学校専修協会会員校204校。以下、同じ。）

¹³ 平成27年度1・2年生の高等学校就学支援金の支給状況（生徒の割合）について、生活保護世帯（2.5倍加算）は25%、生活保護世帯に準じる世帯（2倍加算）は12.4%、年収350～590万円未満（1.5倍加算）は25.4%となっている。（同上「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）

また、発達障害のある生徒（「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒）や、その可能性のある者（医師の診断書はないが、発達障害ではないかと思われ、学校において教育上の配慮等の支援を行っている生徒）も含めると、12.5%を占める（同上「平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査報告書」）。

の意味において高等専修学校は、後期中等教育段階における生徒の学びを充実したものとしている。

(2) 専修学校教育振興策の骨太方針

【専修学校の制度的特色】

- 戦前の学制以来、我が国の学校観には、どの学校に入学することができたかに着目する「入試至上主義」ともいうべき状況が見られ、入学して何を学んだかよりも、どこに入学することができたかが重視される傾向があったとの指摘がある。さらに、人生前半期の限られた期間の中でどこの学校に入学できたかが重視されることで、いわば人生で一度きりの短い在学期間の中で、将来の様々な可能性を見据えて特定の分野に限られずどこでも通用する普遍的な知識を修得することがより重視される傾向にあったのではなかろうか。
- しかしながら、社会・経済の発展の中で、職業はより専門分化し、職業人として専門的な知識・技能が求められるようになった。更に、「第四次産業革命」ともいわれ人工知能の発達やインターネットの爆発的普及・活用等が進む中で、知識の陳腐化はますます進み、企業もその雇用も流動化の様相が強まっている。このような中、教育機関で学ぶ意義は、入口ではなく、卒業・修了の時点までに何を身につけることができたかということがより重視される時代にあるといえ、現に、先に見たように、現在でも専門学校には大学新卒者を含む多くの社会人が入学し、最新の専門的・職業的知識を学ぶようになってきている。このような傾向は今後ますます進み、人生の前半期はもとより、後半期も通じて何度も、仕事と並行しあるいは交代しながら学校で学び、その成果を社会で活用していくことが当たり前前の時代となるであろう。
- 専修学校は、制度創設以来40年間にわたり、時代のニーズに即応した専門的で実践的な学習機会を求める人々に多様な受け皿を提供してきた。これにより、職業能力の育成等に特化した実学の学校として、産業界等のニーズに即応し職業に直結する教育を行い、日本の産業を担い、各地域で活躍する多様なプロフェッショナル人材を養成してきた。こうしたことを可能としたのは、専修学校が、社会情勢やニーズに応じて教育内容等を素早く柔軟に変えていくことができるように設計された自由度の高さにあると考えられる。
- 同時に、専修学校は、技術・技能を伝習する養成施設であるばかりではなく、学校教育法上に根拠を持つ教育機関であるという特徴を有している。卒業後に社会で活躍していく上で、十分な専門的知識に加えて、主体性・協調性、コミュニケーション能力や社会性などの人間性を育み、個人として自立し社会に生きる人間を育てることが重要となる。その点において専修学校は、まさに「人格の完成」を目

指した全人格的な教育を行うことを目的とする教育基本法の体系下に位置づけられた正規の教育機関としての役割を果たしてきたものである。

- 社会の変化が激しくなり、また機械では困難な「人」ならではの付加価値が求められるようになる中であって、今後さらに、このような臨機応変に最新の専門的・職業的な教育を提供していくことができる特色を持つと同時に、学校教育法に基づく制度的に安定した教育機関として、専門的な教育を社会の一員としての教育や人間性の涵養のための教育と併せて行う専修学校の重要性は、ますます増していくであろう。時代に先駆ける存在として、今後ともこのような専修学校制度の特質を維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上を支援することが求められる。

【振興の三つの柱と横断的視点】

- 専修学校教育の振興策については、大きく、「人材養成（専修学校教育の人材養成機能の向上）」、「質保証・向上（専修学校教育の質保証・向上）」、「学習環境（学びのセーフティネットの保障）」の三つを柱として捉えることができる。
- 特に、前述の通り専修学校が柔軟な制度設計であるという良さを発揮しつつ、同時に、生徒や社会に対して適切に説明責任を果たしていくことを担保する上で、質の保証・向上を図ることが重要である。これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要である。
- その際、専修学校全体としては学校数も多く規模も様々であることから、全体の底上げと可視化を推進するとともに、先進的な取組を進める専修学校を支援することが必要である。このため、専修学校教育の振興策については、「人材養成」「質保証・向上」及び「学習環境」の三つの柱を基軸としつつ、横断的な視点として、専修学校教育全体のレベルアップ・地位向上を応援する「特色化・魅力化支援」、及び、より優れた専修学校の取組を応援する「高度化・改革支援」の各段階を意識して支援を進めることにより、社会から期待される役割を適切に果たしながら改善・向上（教育活動の充実）に取り組む学校を応援する方向性を基本とすることが適当である。

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

- 「特色化・魅力化支援」については、このことを通じて、専修学校が社会からの期待に応え、その教育が適切に評価されている状態を目指すものであり、そのため、以下の方向性のもとで、具体的施策を展開するものとする。

〔施策の方向性〕

- ① 専修学校が社会から期待されている人材養成機能を効果的に果たすことができる環境づくりを推進する。
 - ② それぞれの専修学校が法令で定められる役割を適切に果たすとともに、取組の発信を進める。
 - ③ 専修学校全体についての理解・認知度向上を進める。
 - ④ 専修学校生が安全・安心・快適な学校生活を送るための環境整備を推進する。
- 「特色化・魅力化支援」は、社会的責任を適切に果たしながら取組を行う「がんばる学校」による着実な取組を支援するものであり、そのような専修学校の特色としては、以下の三つを特徴づけることができる。
- A. 説明責任 (Accountability)
 - B. ボトムアップ (Bottom-up)
 - C. 法令遵守 (Compliance)

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

- 「高度化・改革支援」については、このことを通じて、専修学校の優れた取組を通じて、専修学校に対する評価が更に高まっている状態を目指すものであり、そのため、以下の方向性のもとで、具体的施策を展開するものとする。

〔施策の方向性〕

- ① 専修学校が社会から期待されている人材養成機能の向上に係る積極果敢な取組を推進する。
 - ② それぞれの専修学校による教育活動の高度化や継続的な取組内容の充実・改善を推進する。
 - ③ それぞれの専修学校による教育活動についての客観的な評価と適切な対外発信を推進する。
- 「高度化・改革支援」は、専修学校が社会から期待される役割を果たしていること（「がんばる学校」であること）を前提に、「がんばる学校」のうち、教育の高度化・改革に積極的に取り組む「とんがる学校」の先進的な取組等を支援するものであり、そのような専修学校の特色としては、以下の三つを特徴づけることができる。
- A. 発展 (Advance)
 - B. 刷新 (Brush-up)
 - C. 協働 (Collaboration)

【重点ターゲット】

- 「特色化・魅力化支援」及び「高度化・改革支援」として位置づけられる具体的施策については、上記の施策の方向性のもとで効果的に進めていくため、重点ターゲットを明確にし、それらと関連づけながら展開するものとする。

重点ターゲットとしては、当面のものとして、以下のとおりとする。ただし、今後、専修学校に期待される役割の変化等も踏まえ、必要に応じて、追加・修正等を行っていくことも適切と考えられる。また、具体的施策については、これらの重点ターゲットのもとで、今後、見直し・充実を図っていくべきである。

〔重点ターゲット〕

- ① 地域の人づくり（地域人材の養成機能向上）
- ② 実践的な産学連携教育（より優れた産学連携取組の実践と提示）
- ③ 社会人受入れ（社会人等学び直しの受け皿機能の向上）
- ④ グローバル化（専修学校教育の国際通用性の実現への寄与）
- ⑤ 積極的な質向上（これからの時代に即応した専修学校教育の展開）
- ⑥ 魅力発信（専修学校の価値等の的確な発信）
- ⑦ 教育体制充実（コンプライアンス履行と教職員の資質能力向上）
- ⑧ 修学支援（学習機会の保障）
- ⑨ 基盤整備（学習環境の整備）

2. 具体的施策

(1) 専修学校教育の人材養成機能の向上について (人材養成)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【地域の人づくり】

① 機動的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり

専修学校において、産業界・社会が求める有為な人材を養成する機能を向上・強化していくため、産官学による組織的・機動的かつ持続可能な連携体制づくりに向けた支援が必要。

② 他の教育機関や社会との接続の円滑化

地元企業等との連携による実践的な職業教育の継続的な展開・発信が重要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【実践的な産学連携教育】

③ 産学連携による教育手法の確立

専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を進めることが必要。

【社会人受入れ】

④ 社会人の学び直し促進の具体的展開

専門学校による短期プログラムの実践は、社会人の学び直しの受け皿としての役割が大きい。学び直し機会の創出に向けた支援が必要であるとともに、専門学校による社会人等向けプログラムを文部科学大臣が認定することはその大きな後押しとなる。

⑤ 社会人の学び直しのための企業等による支援

雇用環境、企業に対する奨励金等、社会人の学び直し促進に向けた企業支援の広がりも求められる。また、専門実践教育訓練給付金が専門学校において一層活用されるよう更なる検討が必要。

【グローバル化】

⑥ 総合的な留学生施策

グローバル化に対応した人材養成のため、現地の日本語教育機関等と連携しながら、専門学校における留学生受入れに関する質的・量的充実に向けた方策を打ち出すことが必要。なお、卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し実践することの教育的意義について、今後検討を深めていくことが有益。

⑦ 職業教育の国際通用性の確保

海外の職業教育機関や専修学校で学んだことが、共通の枠組みの中で位置付けられ、国際的に担保されることは重要であり、今後の検討課題。

(2) 専修学校教育の質保証・向上について

(質保証・向上)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【教育体制充実】

① 教職員の資質能力向上の推進

専修学校の質的底上げを図ることは重要な課題であり、その際に、専修学校の教職員の資質能力向上支援(指導力や事務機能向上等に向けた研修体制の構築支援)は重要。

【魅力発信】

② 専修学校についての積極的な情報発信

高等学校や地域の企業・行政機関等との連携を進めながら、専修学校の意義・役割を積極的に発信していくべき。また、専修学校の理解度・認知度の向上のためには、質を伴った教育実践が不可欠。

③ 専修学校からの発信のあり方

ターゲットを意識した効果的かつ適切な発信が必要。

④ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

AO入試による早期の進路決定も含めた進路指導等のあり方につき、高等学校等と専修学校の話し合いの場が持たれ、ガイドライン作成等がなされることが望ましい。

⑤ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

各都道府県等で実施する教員向けの研修等を通じ、専修学校への理解を深めることも必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【積極的な質向上】

⑥ 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

学校評価・情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要であり、職業実践専門課程については、教育の高度化を目指す専門学校の取組の枠組として位置づけるべき。

そのため、情報公開の内容・方法等をより効果的なものとするとともに、その一環として、認定後の情報公開の根拠規定を告示に位置づけるべき。あわせて、今後、取組内容の実質化を図っていくことが必要であり、教育課程編成委員会の位置づけの明確化や、実効的な第三者評価の導入等について検討が必要。

(3) 学びのセーフティネットの保障について

(学習環境)

<特色化・魅力化支援（プロジェクトA）>

【修学支援】

① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討

経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援について、実証研究事業の着実な実施・検証を進め、具体的な方策につなげていくべき。

② 個に応じた多様な学びの機会の保障

専修学校は、一条校と相まって個に応じた多様な学習機会を提供している中で、学ぶ学生・生徒の目線に立って、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けて課題があるものについては、今後とも課題の解決に向けて対応していくことが必要。

③ インクルーシブ教育システムの実現

柔軟に教育課程を編成できる専修学校の強みも生かしながら、高等専修学校等における特別に配慮が必要な学生・生徒の多様な学びの促進と必要な支援を進めていくべき。

【基盤整備】

④ 専修学校の教育基盤整備支援

平成 28 年熊本地震により被災した専修学校等施設設備の復旧も含め、教育基盤整備等について、必要な支援の実現を進めていくことが必要。

<高度化・改革支援（プロジェクトS）>

【地域の人づくり】

⑤ 高等課程の機能強化

特別な配慮を必要とする生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法の開発・実証を進めるなど、多様な学びの場としての高等課程の教育機能強化の在り方について、検討を進めることが必要。